

第四十三回国会 参議院内閣委員会 會議録 第四号

昭和三十八年二月二十一日(木曜日)

午前十時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 村山 道雄君

理事 石原幹市郎君

下村 定君

鶴園 哲夫君

山本伊三郎君

委員 大谷藤之助君

栗原 祐幸君

小柳 牧衛君

林田 正治君

千葉 信君

中村 順造君

松本治一郎君

鬼木 勝利君

小林 篤一君

國務大臣 法務大臣 中垣 國男君

外務大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 田中 角榮君

運輸大臣 綾部健太郎君

自治大臣 篠田 弘作君

政府委員 総理府総務長官 徳安 実藏君

宮内庁次長 瓜生 順良君

皇室経済主管 小畑 忠君

法務大臣官房長 津田 実君

法制調査部長 廣瀬 真一君

運輸大臣官房長 廣瀬 真一君

事務局側 常任委員 伊藤 清君

会専門員 伊藤 清君

第一部 内閣委員会會議録第四号

昭和三十八年二月二十一日(参議院)

本日の會議に付した案件

○自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。篠田自治大臣。

○國務大臣(篠田弘作君) たいだいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、自治省の職員定員を十七人増加しようとするものであります。

自治省の定員は、現在四百九十六人であり、地方公務員の給与に関する事務その他地方公務員制度の運営に必要な職員、固定資産評価制度の改正に伴う新しい評価基準の作成、実施に関する事務の処理に必要な職員、消防防務事務の円滑な遂行のために必要

な職員等を増員しようとするものであります。

以上簡単であります、この法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。

政府側より、瓜生宮内庁次長、小畑皇室経済主管、井下田参事官が出席いたしました。

提出されました資料について政府当局の説明を求めます。

○政府委員(瓜生順良君) 松本先生の御要求のありました資料の第一が、内廷費と宮廷費の区別、これはどういふことかというところでございますが、ここに書いたのを一応読みます。

「内廷費と宮廷費の区別 内廷費は、天皇並びに内廷にある皇族の私的生活に必要なる費用に充てるためのもので、皇室経済法施行法により定額として毎年支出されるものであり、支出されたものは、御手元金となるもので、宮内庁の經理に属する公金ではなく、私的經理に属するものである。宮廷費は、皇室の公的地位並びに公的活動に関連する必要な経費であり、毎年国の予算

をもって定められるもので、宮内庁の經理に属する公金である。」

で、ここには書いてありませんが、この金額としては、御承知のように、現在内廷費のほうは五千八百万円といふふうに法律で定めております。宮廷費のほうの予算は、三十八年度の予算といたしまして、八億三千三百二十一万というのが今度の国会に出ております。

それから第二の、この秩父、高松、三笠の三家の皇族費以外の諸収入の金額及び内訳、この点は、実を申し上げます、ほんとうはこれは私経済のほうの部分で、われわれのほうでは公金として扱っているものではございませんので、これは、この詳細な点はわかりかねるわけであり、おおむねのところを聞きまして、おおむねのところでありますから、で、秩父宮として、有価証券等の収入が約百六十万、高松宮のほうは、有価証券等の収入が二百三十万、不動産収入が約五十万、合計約二百八十万。この高松宮家のほうの不動産収入というのは、これは葉山のほうの家屋がありまして、その家賃のほうのことでありまして、光輪閣の關係はここに入っておりません。と申しますのは、収入になっていない。結局あれは固定資産税、それからその土地の借り賃というふうなものを光輪俱樂部が負担を出しておられますけれども、高松宮さんのほうの収入は入っておりませんから、それは入っておりません。それから三笠宮さんのほ

うは、有価証券等の収入が約七十五万円でございます。

それから第三番目の新宮殿の建設予定地、敷地所要総坪数、建坪総数、予定完成期日、予算総額というところでございまして、それにつきましては、ここに書いてあるのを読みますと、新宮殿の建設予定地、敷地所要総坪数、建坪総数、予定完成期日、予算総額、第一、新宮殿建設予定地、皇居内旧西の丸地区旧宮殿跡、二、新宮殿敷地所要総坪数、これは約五万六千平方メートル、坪にいたしますと、約一萬七千坪、三は新宮殿の建坪総数、約一萬二千八百平方メートル、これを坪にいたしますと約三千九百坪、なお延坪は、ここに約二万四千五百平方メートル、坪にいたしますと約七千四百坪、四、新宮殿完成予定期日、昭和四十二年の三月ということになっております。五、新宮殿建設予算総額、新宮殿は、現在基本設計中であつて、その經費総額を算定する段階に至っていないが、一応おおむね八十億円から九十億円の見込みと予想されます。

それから次に、下総御料牧場の最近における状況というお尋ねでございました。それについての項目を追つての点を読みませう。第一は、今年度の予算額とその内訳。事業費は千七百二十七万九千円。営繕費は二百七十六万二千四百七十五円。人件費は四千四百二十二万六千七百七十七円。合計六千四百二十六万四千四百八十二円でございます。職員の数は一、二、三に収獲





なつたわけでございますが、それにつきまして、東久邇さんからはいろいろその後あれを縁故払い下げにしてほしいというような希望を申し上げられたのでございます。そういうこともございまして、いつときはそれは下賜になったように思うがどうかとおっしゃっておられたり、そこらあたりはいろいろありますが、縁故払い下げの希望は出ております。しかしながら、大蔵省といろいろ相談しましたが、この東久邇さんについて縁故払い下げにするのは無理だ、以前お住みになつておつた市兵衛町のほうの屋敷の跡四千坪が縁故払い下げされておるのだから、さらにこれは無理だというふうなことで、そのままになつておつたのであります。ところが、昭和三十七年の六月二十七日、去年の六月二十七日に東久邇稔彦氏が國を相手取つて東京地方裁判所に対して、皇室用財産であるその御用邸一万一千九百七十坪は自分のものだと思うということで、所有権の確認並びに所有権の移転登記を求め訴訟を起して参りました。で、國におきましては、これに対して応訴することになりまして、昭和三十七年の七月十九日に第一回の口頭弁論が開かれ、昨年中に五回の弁論が行なわれてゐるのであります。今年に入りましてこの二月の十三日に裁判がありまして、この次は二月の二十七日でござい

ます。裁判が今進行中でございます。したがって、ここで法律的にどうのこうのと裁判進行中のこゝうのことをいろいろ申し上げることはどうかと思ひますので、その点は御遠慮いたしますが、そういうことで、今裁判中ということになつております。

○松本治一郎君 ほかに関きたいことがたくさんあるのですが、今調査中で、私のほうで、次回の委員会で質問したいと思ひます。本日はこれで……。

○千葉信君 前回の委員会で私から要求した資料はまだ出ていないようですが、どうしたのですか。

○政府委員(瓜生順良君) この内廷費、皇族費の支出明細のことでござい

ます。このこのことにつきましましては総務長官が来られて釈明をされること

がございまして、この間総務長官がここにいられたので、私はそのときは別の委員会におりました。ここにおらなかつたので、私に釈明で御満足いただければしあわせ

と思うのでございまして、いろいろの研究をいたしましたところ、法律的なこととして申し上げますと、この内廷費とか皇族費というのは一ぺん支出されて陛下なり皇族さんのほうへ渡りますと、これは私経済になりまして、法律にもお手元金とし宮内庁の経

理は公金に属しない、こゝういうふうになつておりますので、したがつて、会計検査なんかの対象にも——ちやうどわれわれの俸給とか皆様方の歳費に

ちよつと近いような、そういう形のものでございまして、この支出を一々明らかにするということはどうも筋合ひから見て感心しないということなんでございまして、法制局のほうにも聞き

ましたらやはり私経済の自由というものがあつたので、その点はやはり皇室も一般の方も同じだからと思ひからという御意見なんでありまして、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 私経済という形をとつているとすれば、その内容にわたつて國

会のほうからその分類したものをい出すというところは少々無理かもしれませ

んが、しかし、それが無理だということになると、一体何を根拠に内廷費だとか皇族費が高いとか安いとか、あるいは金額が少なからずとふやさない

ればならないとか、そういう審議をする対象がないことになつてしまふと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) このいろいろ審議の場合ですね、大体こゝういうふうなことに必要になるだろうというので、国会にかけて、たとえば物件費とか、人件費とかそういうふうに分けて、予算の定額の基準というのを

出たことがございまして、これならば出すことができます。大まかなものでございまして、それについて物価が

上がつてゐるから考へるとか、人件費のほうですと、人件費は一般公務員のほうも上がつてゐるから、これも考へ

なければいけません。あそこも上がるだろうから考へよう、そういうふうに考へておるわけでございます。その

大ワクのそういうものでございまして、それはこれは過去にも出してあります。ですからこれを御要望があればそれは作つてお出ししてもよろしゅうござい

ます。

○千葉信君 そうしますと、私の要求したような、金額一百万円以上程度の経費については細目別に資料を提出し

と言ひましたが、そういうこまかいものでなければ、提出できるということですね。

○政府委員(瓜生順良君) それは、予算の計算の基礎になるものでござい

ます。ですから、あと何に使つた、何に使つたという集めたもの、そこを調べるといふことは、やはり私経済の自由に立ち入り過ぎますが、大体の予算を一応考へますから、その大ワクです

ね、支出しなくては予算の大ワクです。

○千葉信君 それはそれとして問題は残りませうけれども、皇室経済會議の論議の内容について、前回の委員会にその一端がこの委員会に漏らされた

が、皇室経済會議は速記録が何か残されておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) 議事録といふのはございまして。

○千葉信君 その議事録は出していただけませうか。

○政府委員(瓜生順良君) これは総理大臣が議長をなさつております。ですから、宮内庁では事務的なお手伝いをしておりますけれども、一応議長の御意見を聞かないと、私限りでは申し上げかねます。

○千葉信君 そういう内廷費の関係も皇族費の関係についても、あまり明細なものはこの国会に提出できないといふことだし、おまけに今回の改定の根拠になつた皇室經濟會議の議事録も出

せるか出せないかわからないという格好では、これではこの委員会として私はこれ以上ちよつと審議が進められないと思ひます。その理由といふのは、今ここに皇室經濟法によつて第四

条の第四項に基づく報告書が来ておりますが、この報告書の本来法律で定め

てあるところは、皇室經濟會議でその内廷費もしくは皇族費の関係について、その変更の必要等があつた場合には、その議決の内容を内閣を通じて国会に提出しなければならぬことに

なつております。ところが、その内容といふのを見ますと、皇室經濟法第四第一項の内廷費の定額を六千万円、同法第六第一項の定額を四百七十

万円に変更することを必要と認め、これが内容だということにはならぬと私は思ひます。単なる、ぼかんと結論だけです。少なくともこの法律

のとおりには、変更の必要があつた場合には、その皇室經濟會議の内容を、議事録ではなくとも、どういふ理由で変更する必要があるに至つたか、重要な

その点だけでも、この法律の定めるところによると報告しなければならぬはず

です。ところが、結論だけがぼつんと出てきてゐるのは、変更しなければならぬかどうかということについて、国会で審議をする根拠がこの法律に基づく措置では出てこないのです。おまけに資料としては私はそのかわりに要求しました、たとえば内廷費及び皇族費の使用の状況、千円とか五千円とかいふことはいわぬから、せめて一百万円以上の分だけでも資料を出していただきたいという要求に対しては、これは従来国会に出してゐる

予算書の場合の細部以外に出せないといふこと、そういう格好ではこれ以上ちよつと審議が進まぬと思ひます。そういう意見をつけ加えて、今瓜生さんが言われた総理大臣に聞いてみなければならぬという、經濟會議の議長のほうに至急連絡して、出せるか出せないを確かめて、次回の委員会までに明らかにしてもらひたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この皇室經濟會議から国会への報告は、結論だけではなくて、理由がついておりませんでしたでしょうか。何か理由もつけて

出されるように仄聞いたしておりまし  
たが、その理由は、これは上がってか  
ら二年ばかりたつてゐる。その間に国  
家公務員の給与のベース・アップが一  
ぱんあり、なお、近くまたベース・  
アップがある。そういうふうになつ  
て、ベース・アップが二回ありますか  
ら、そういうことを勘案すると、内廷  
費の中に人件費もあるから、その部分  
についてはやはりベース・アップを考  
えなければいけない。その金額を考  
えなければいけません。二百万円。皇族  
費につきましては、それと、なお情勢  
を考へて、というのは、物価の値上  
りなんかを内廷費では考へていない。い  
ろいろ節約の方針でやられるからそれ  
は考へていない、皇族さんのほうは無  
理だからその分も考へてというよう  
なことでは、表現はちよつと今言つた  
基準は、表現はちよつと今言つたとお  
りではないのですけれども、そういう  
ような気持のことが書かれて出されて  
いるはずだと思ひます。なお、議事録  
の關係は、議長に聞いてみます。

○千葉信君 前に法律案の提案理由の  
説明書についていへば、国家公務員  
の給与の改定が二回あつたとか、最近  
の経済情勢からいへば、この点も考  
えなければならぬという、その理由だけ  
は末尾のほうについておられます。しか  
し、やはり依然として実際に皇室経済  
會議でそういう判断をするに至つた論  
議なり根拠というものが明らかになつ  
ておりませんので、この点ひとつど  
ちらか、私が前に要求した資料なり、な  
いしは、それが実際に提出できないと  
いう事情があるとなれば、皇室経済會  
議の議事録なり、この際ぜひ出して  
もらいたい。特にこういうことを申し上

げるのは、前回の委員会で一委員か  
ら、皇室經濟會議の内容は、この委員  
会で明らかにされた。その報告により  
ますと、皇室經濟會議の運営の状況と  
いうものは、行政官から經費の状況に  
ついて説明があり、その説明が終わる  
と同時に、議長のほうから、たゞいま  
の報告のように変更したいとか、変更  
したくないとかいう結論がいきなり出  
て、そのまま採決した、私はこういう  
ことが年がら年じゅうも繰り返され  
てゐるとすれば、少し勘違いして皇室  
經濟會議が運営されてゐるのじやない  
かと思ふ。もちろん私も象徴としての  
天皇なり天皇家の尊嚴を傷つける  
程度にまで論議が波及することにつ  
いては、これは考へるべきことである。  
象徴としての權威を傷つける範圍に  
まて及ぶことは、しかし、そうでない範  
圍では、私はやはり国民の税金を使つ  
て成り立っているのだという、その經  
濟の実態からいへば、やはり国民が納  
得できるものかどうかということにつ  
いては、これは当然慎重に審議すべき  
ものと思ふ。それができないことにな  
ると、私はやはり国会ではその問題  
をある程度掘り下げて慎重に検討を  
しなければならぬと思ふ。そういう意味  
からも、私は、皇室經濟會議の最近の  
状態はどうかということについて深い  
関心を持ってその議事録の提出を要求  
してゐるわけだ。そういう点もひとつ  
宮内庁のほうから皇室經濟會議の議  
長のほうに連絡をして、出すか出さな  
いかは次回の委員会でつきりしても  
らいたい。ようございませうか。

○政府委員(瓜生順良君) 今ほどの御  
意見の趣旨を議長の總理のほうに伝え  
まして、どうするかということをおき

ていただきたいと思います。○下村定君 皇室の内廷費、宮廷費の  
問題が国会で審議されるということは  
私は当然と思ひます。ただ、これが数  
字だけの検討では皇室に対する国民の  
理解を十分にするという点では十分  
だと考へます。それに関連しまして、  
往々、週刊誌とかそういう出版物にお  
きまして、天皇家の御生活、それ  
から内廷費、宮廷費の問題につきま  
してまことに無責任な記事を書いて  
誤解を生ずることを私は非常に残念に  
思ひます。私が申すまでもなく、天皇  
陛下が国民に対して非常に深いおほし  
めしをお持ちになつておられます。ま  
た、質素という点についてはこれまた  
国民に模範をお示しになつておられ  
て思ふ。だれでも知つておられるこ  
とですが、マツカーサー元帥に対し  
て天皇陛下は御みずから皇室の財産に  
関する記録書類をお見せになりました  
と、こういうものは全部出していい  
からひとつ国民を潤わしてもらいた  
い、救つてもらいたいというのを仰  
せられたというのを拝聞しております。  
また、新宮殿の御造営を最近まで  
お許しにならなかつたということは、  
これは天皇陛下の御人格のきわめて明  
確な現われと言へるのであります。  
なお、私個人といたしましては個々  
の事例をかぎりなく承知してござい  
ます。ところが、これは残念ながら国民  
に徹底してござりません。これは国民の  
皇室に対する親和感を増すという点か  
らいいものだと考へてござります。むろ  
ん、宮内庁当局におかれましては、その  
御配慮はあつて思ひますが、これに對

して一そう積極的な御配慮が願われな  
いものでありませうか。私の個人の  
要望も含めまして一応お尋ねいたしま  
す。

○政府委員(瓜生順良君) 今ほどの御  
趣旨の点は、われわれもまことにその  
点を非常に感ぜられてお聞きしたわけ  
であります。まあ陛下が一般の国民  
のことを常に御心配になつておられる  
ということ、災害なんかあります  
と、もうすぐになつてお聞きになりま  
すので、もうわれわれのほうで災害の  
場合は、努めて早くいろいろな情報を  
キャッチして申し上げるようになつて  
おられます。なお、一般の国民との結  
びつきの關係につきましては、これは  
まあ新聞、雑誌によつて一般の方はこ  
のような皇室のあり方を知られる場合  
が多いわけでありませう。新聞、雑誌も  
概して申しますと、その正しい姿を伝  
えておられるわけでありませう。ただ  
一部には興味本位に書かれるのがござ  
ります。あるいはいろいろの營業上のこ  
となんかがあつたりしてやつておられ  
るのかと思つたわけでも、そういう  
うことにつきましては、われわれとし  
ても、内容が非常におかしい場合に  
は、そういうことに対してこれはおかし  
いじゃないかというものは一応申してお  
ります。違つておられる点は、これは直  
してもらうように言ひます。その訂正を  
出される場合と出されない場合とあり  
ますが、相当違つたまま世間に伝  
わつておられることは非常に残念  
に思ひますが、これは結局現在には言論  
出版の自由があるわけで、その範圍で  
でありませうが、まあ結局その点は  
一般国民の良識に待つていただかなか  
ればいけないと思つたわけで、これはひ

とつ宮内庁だけで考へるわけじやなく  
で、国民全体の問題だと思つてござ  
ります。しかし、全般の傾向としては、  
大部分の雑誌については、これはよく  
やつておられるとわれわれ思つてお  
ります。今後そのいい傾向をさらに一  
層伸ばしていただくように、良識の  
貨を反省させるようなふうには、良識の  
ある社會情勢になることを願ひたい  
しております。

○下村定君 今お述べになりましたこ  
とは御同感でございます。私もい  
ゆるPR的に皇室のことを国民に周知  
徹底するといふようなことはどうか  
思ふのであります。少なくとも誤解  
を解くようなことはひとつ遠慮なしに  
処置をされて、いやしくも皇室の存在  
というものについて、天皇陛下が国家  
の象徴であり、國民統合の象徴である  
という地位を傷つけないだけのこと  
はやつていただきたいと思います。  
○委員(村山道雄君) ちよつと速記  
をとめて。  
○委員(村山道雄君) 速記をつけ  
て。  
○委員(村山道雄君) 速記をつけ  
て。  
午前十一時三十九分休憩  
午後一時十二分閉會

○委員(村山道雄君) これより内閣  
委員會を再開いたします。  
運輸省設置法の一部を改正する法律  
案を議題とし、提案理由の説明を聴取  
いたします。綾部運輸大臣。  
○國務大臣(綾部健太郎君) たい

議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、大臣官房に統計調査部を新設することでありま

現在、運輸省においては、指定統計を初めとして各種の輸送統計は各局に分掌されておりますが、運輸に関する統計事務の強化と効率化のためには、統計調査機構を整備してこれらの事務を集約し、統一的な企画、集計、解析を行なうことが必要であると考えられますので、統計調査部を新設しようとするものであります。

改正の第二点は、最近における都市交通問題の重要性にかんがみ、運輸に関する基本的施策の一環としてこれが施策を樹立実施する必要があると、現在鉄道監督局が所掌している都市交通に関する基本的計画に関する事務を大臣官房に移すこととあります。

改正の第三点は、運輸技術研究所を改組し、船舶技術研究所とすることとあります。

運輸技術研究所は、昭和二十五年に発足いたしましたのでありますが、ここ十数年の実績にかんがみ、研究投資の効率化をはかるため、これを改組して船舶に関する研究に主力を注ぐことが適当と考えられますので、その名称も船舶技術研究所に変更することにいたしましたのであります。

改正の第四点は、船員教育審議会を改組し、海技審議会とすることとあります。

最近における技術革新の趨勢に伴う船舶の自動化と船舶運航技術の革新に

即応して、船内就労体制、船舶職員制度等の海技制度全般につき慎重に検討する必要がありますので、船員教育審議会を海技審議会に改組し、従前からの船員教育問題とあわせてこれらの問題についても審議することといたしましたのであります。

改正の第五点は、臨時鉄道法制調査会を新設することとあります。鉄道に関する基本法規は、明治、大正年間制定され、その後、時代の変遷に伴い、現状に即さない点も多くなっておりますので、根本的な再検討が必要と考えられます。しかしながら、この問題については、広く関係方面の意見を聞き審議することが適当と考えられますので、二年の期間を限り、臨時に鉄道に関する法制に関する重要事項を調査審議するため、調査会を設置することといたしましたのであります。

改正の第六点は、捕獲審査再審査委員会の廃止に伴う関係規定の整備を行なうこととあります。

捕獲審査再審査会は、日本国との平和条約第十七条(四)項に規定する義務を履行するため、昭和二十七年に運輸省の外局として設置されたものであります。再審査事務が昭和三十七年度をもちまして一応終了する見通しとなりましたので、同委員会の廃止に伴う関係規定の整備をすることといたしました。

このほか、伊勢湾港湾建設部の業務量の増加に伴い次長を一人から二人に増加し、また、事務の円滑な処理をはかるため、運輸省の常勤の職員を定員を昭和三十八年度において、三万二千二百九十七人に改めることといたしました。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 法務省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。中垣法務大臣。

○国務大臣(中垣國男君) ただいま議題となりました法務省設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、第一に、法務省の職員の定員を改める等のため法務省設置法に所要の改正を行ない、第二に、昭和三十七年法律第五十四号法務省設置法の一部を改正する法律中法務省設置法別表十の改正規定の施行期日に関する規定に所要の改正を行なうとするものであります。以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、法務省設置法の一部改正についてでありまして、その第一は、法務省における定員規模の適正化をはかるため、法務省の職員の定員を改めようとする点であります。法務省におきましては、法務省設置法第十三条の十七において、その職員の定員が定められておりますが、今回の改正は、これを、法務本省については三百九人、うち検察庁については六十五人、公安調査庁については一人計三百十人増加しようとするものであります。右の人員は、すべて法務省における業務の適正化をはかるための

新規増員であります。なお、これらの新規増員は、法務局及び地方法務局における登記事務の増加に対処し、並びに検察庁における麻薬検察を充実強化し、及び検察庁における交通関係事件の増加に対処するため等真に必要やむを得ないものであります。

その第二は、出入国管理行政を有効適切ならしめるため、和歌山県海草郡下津町、松山市、倉敷市及び鹿兒島県大島郡和泊町に、それぞれ出入国管理事務所の出張所を置くこととする点であります。下津港、松山港、水島港及び和泊港における出入国者の数が逐次増加して参りましたので、これらの港における出入国管理業務を一そう適切に行なう必要上、新たに右の二市二町にそれぞれ出入国管理事務所の出張所を置くこととするものであります。

その第三は、法務省設置法の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域を定めている同法の別表三等について整理の必要が生じましたので、所要の整理を行なうとするものであります。

第二点は、法務省設置法の一部を改正する法律の一部改正についてであります。右の法律におきましては、川崎入国者収容所の位置を横浜市中に改めるとともに、その名称を横浜入国者収容所に改めることとされているのであります。この改正規定は、右の法律の附則によりまして、その公布の日である昭和三十七年三月三十一日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっております。政府におきましては、右の法律の趣旨に従い、昭和三十

八年三月三十日までには横浜市に入国者収容所を開設するため、鋭意努力を続けてきたのでありますが、同日までに開設することができない状況となりましたので、右の改正規定を右の法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしようとするものであります。

以上が、法務省設置法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中大蔵大臣。

○国務大臣(田中角榮君) ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、大蔵省の附属機関として関税中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機関資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものであります。

まず、第一点の関税中央分析所は、最近におけるわが国の貿易の実情等にかんがみまして、輸出入貨物に関し、高度の専門技術を要する分析、研究等を行なわせるため、大蔵省の附属機関を設置いたしました。これらの業務の一そう効率的な運営を期そうとするも

のでございます。

次に、第二点の定員の規定の改正は、さきに申述べました関税中央分析所の設置に伴い必要とされる六名と、空港、港灣等における施設の拡充等とも関連し、税関業務の増加に対処いたしまして、税関職員百二十二人の増員等をはかるものでございます。

なお、第三点として、本年三月三十一日で設置期限の到来する金融機関資金審議会を引き続き存続させることといたしますとともに、その他若干の規定の整備を行なうことといたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるよう御願ひ申し上げます。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 外務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大平外務大臣。

○国務大臣(大平正芳君) 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案は、大臣官房に国際資料部を新設してその所掌事務を定めるとともに、外務省の職員の定員を改正するものであります。

まず、大臣官房国際資料部の新設について御説明いたします。

外交政策を効果的に推進いたしますためには、国際情勢の確かな把握がその前提となることは申すまでもありませんが、最近の国際間の動きはますます相互の関連性を強めており、地域的

に見ましても局地的な事件がたちまち国際間の重要問題に発展いたします。一方、政治、経済、軍事、文化等の部門別に見ましても、これら各部門における各国の活動はいずれも相互に密接な関連のもとに遂行されております。したがって、最近の国際情勢を的確に把握いたしますためには、単に地域別または部門別視野からのみでなく、これを全般的、総合的、一元的に観察し、分析し、判断することが必要であります。

大臣官房に国際資料部を新設し、外務省調査事務の総合的管理等のほか、国際情勢の総合的な分析等の事務を所掌せしめることといたしましたのは、このような必要性に即応しようとするものであります。

次に、定員の改正につきましては、在外公館の増強等に伴い、特別職二人、一般職六十四人、計六十六人を増員いたすことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛成あらんことを御願ひいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。徳安総務長官。

○政府委員(徳安英典君) ただいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、第一は、総理府の附

属機関のうち宇宙開発審議会の設置の目的に内閣総理大臣に対し意見を述べることに加え、その他附属機関の規定を整備するため、総理府設置法に所要の改正を行なうものであります。第二は、宮内庁に臨時皇居造営部を設置するための宮内庁法の改正であります。

第三は、内閣官房長官及び総理府総務長官の地位と職責の重要性にかんがみ、これらの者をいわゆる認証官とするため、内閣法及び総理府設置法に所要の改正を行なうものであります。第四は、総理府本府、宮内庁及び内閣法制局の定員を改正しようとするものであります。これら関係法律の改正を一括して総理府設置法等の一部を改正する法律案といたしたものであります。

次に、本案の内容であります。第一は、総理府設置法の一部改正であります。

総理府の附属機関のうち、宇宙開発審議会は、内閣総理大臣の諮問に依りて宇宙の利用及び宇宙科学技術に関する重要事項を調査審議するため、昭和三十五年に設置されたものであります。が、御承知のとおり、宇宙の開発分野における最近の発展はまことに目ざましいものがありますので、このたび、同審議会の設置の目的に、必要に応じ内閣総理大臣に意見を述べることに加え、もって同審議会の一段の機動的審議に期待しようとするものであります。なお、農地被買収者問題調査会

は、その設置の根拠である農地被買収者問題調査会設置法が、昨年六月三十日をもって期限経過により失効いたしましたので、同調査会の項を削除することといたしております。

次に、総理府総務長官は、総理府の長たる内閣総理大臣を助け、府務を整理し、所掌の事項について政策及び企画に参画し、政務を処理し、所掌の各部署、機関を監督する任に当たるものであります。国務大臣をもってあて

ることのできる官職とされておりますので、その地位と職責の重要性にかんがみ、その任免を天皇が認証する規定を加えることといたしております。

また、総理府本府の定員四千二十九人を三千八百三十六人に改めておりますが、これは、特別地域連絡局、中央防災会議事務局等における事務強化等により九人を増員する一方、統計局における集計業務の減少により、昭和三十八年度において七十七人、また、昭和三十九年度において百二十五人の減員が見込まれますので、差引百九十三人の減員となることによるものであります。なお、昭和三十九年三月三十一日までの間は、この三千八百三十六人に昭和三十九年度において見込まれる減員数百二十五人を加えた三千九百六十一人を職員の定員とするものであります。

第二は、宮内庁法の一部改正であります。政府は、戦時中空襲で焼失した宮殿にかわるべき、現代にふさわしい皇居を造営するため、さきに皇居造営審議会の答申を受け、諸般の作業を進めて参ったところであります。その後、昭和三十六年度に阿降下のお住居である吹上御所が完成いたしました。いよいよ昭和三十八年度から、宮殿の実施設計及び工事に着手することとなり、また、皇居附屬庭園整備も昭和三十八年度に最盛期に入る等、皇居造営関係事

務の増大は必至でありますので、その事務の円滑な処理のため、新たに臨時皇居造営部を設置することとし、また、これに伴って職員十一人を増置することといたしております。

第三は、内閣法の一部改正であります。内閣官房長官は、内閣官房にあって、閣議事項を整理し、閣議にかかわる事項についての総合調整を行なう等の任に当たるものであります。国務大臣をもってあてることが出来る官職とされておりますので、内閣官房の事務の統轄者たるその地位と職責の重要性にかんがみ、その任免を天皇が認証する規定を加えることといたしております。

第四は、内閣法制局設置法の一部改正であります。内閣法制局においては、きわめて大量に上る法律案、政令案及び条約案の審査、立案の事務の円滑な処理のため、並びに内外法制及びその運用に関する調査研究の事務の増加に対処するために、職員三人を増置することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを御願ひいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

内閣第三号中正誤

ペシ段 行 誤 正  
一 一から三 新居浜 新浜

昭和三十八年二月二十八日印刷

昭和三十八年三月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局